

令和元年 9 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

令和元年 9 月20日・25日

場 所 第3委員会室

令和元年9月20日(金曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第2号 令和元年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
- 議案第7号 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例
- 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第10号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
 - ・家庭教育を支援するための施策の実績(平成30年度)について
 - ・県が出資している法人等の経営状況について
一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について
 - ・第43回全国高等学校総合文化祭の結果について

て

- ・令和元年度全国高等学校総合体育大会の結果について
- ・令和元年度全国中学校体育大会の結果について

出席委員(7人)

委員 長	渡 辺 創
副委員 長	安 田 厚生
委 員	蓬 原 正三
委 員	井 本 英雄
委 員	濱 砂 守
委 員	有 岡 浩一
委 員	日 高 利夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警務部参事官兼 首席監察官	時 任 和 博
生 活 安 全 部 長	河 野 重 定
刑 事 部 長	廣 澤 康 介
交 通 部 長	谷 口 浩
警 備 部 長	小 野 博
警務部参事官兼 会 計 課 長	河 野 晃 央
警務部参事官兼 警 務 課 長	福 永 光 宏
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	鍋 倉 幸 次
総 務 課 長	上 平 賢 一
少 年 課 長	宮 崎 俊 昭
生 活 環 境 課 長	井 上 保 志

交通規制課長	日高靖和	美術館副館長	加塩美昭
運転免許課長	日高好章	総合博物館長	黒木義博

企業局

企業局長	凶師雄一
副局長 (総括)	野口和彦
副局長 (技術)	土屋喜弘
総務課長	奥浩一
経営企画監	田原充生
工務課長	森本誠二
電気課長	新穂浩一
施設管理課長	上石浩
総合制御課長	楠見博

教育委員会

教育長	日隈俊郎
副教育長	亀澤保彦
教育次長 (教育政策担当)	川越淳一
教育次長 (教育振興担当)	黒木健一
教育政策課長	中嶋亮
財務福利課長	本田潤一
育英資金室長	重盛俊郎
高校教育課長	児玉康裕
義務教育課長	東宏太郎
特別支援教育課長	酒井裕市
教職員課長	黒木貴
生涯学習課長	新純一郎
スポーツ振興課長	萩尾英司
高校総体推進課長	米丸麻貴生
文化財課長	四位久光
人権同和教育課長	鎌田剛史
図書館長	中原光晴

事務局職員出席者

議事課主幹	関谷幸二
議事課主任主事	三倉潤也

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第9号及び第10号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっております。その回答でございますので、参考にお配りをしております。御確認をいただければと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

阿部本部長におかれましては、御赴任いただいてから最初の常任委員会となりますが、よろしく願いいたします。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について、本部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後をお願いいたします。

○阿部警察本部長 おはようございます。渡辺委員長を初め、委員の皆様には、平素から警察活動全般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日御審議いただく議案及び報告事項は、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての4件であります。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長から説明・報告をさせますので、御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

私からは以上であります。

○渡辺委員長 概要説明が終了いたしました。

次に、議案についての説明を求めます。

○大塚警務部長 それでは、お手元にあります令和元年9月定例県議会提出議案、71ページの議案第10号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

また、お手元の文教警察常任委員会資料の2枚目、資料1、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてという題名の資料もあわせてごらんください。

まず、本条例に規定しております特殊勤務手当について御説明いたします。

特殊勤務手当とは、警察職員が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当であり、刑事作業手当、交通捜査作業手当、警ら作業手当、身辺警護等作業手当等の手当があります。

この種の手当については、地方公務員法第24条の規定により、本県では条例で定めるところであり、この条例に定める額については、警察法第56条第2項の規定により、警察庁の職員の例を基準として定めることとなっています。

次に、今回の条例の一部改正についてありますが、天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき、天皇皇后両陛下は上皇上皇后両陛下に、秋篠宮文仁親王同妃両殿下は皇嗣同妃両殿下となりました。

これに伴い、国の特殊勤務手当等を定めた人事院規則に規定する護衛等手当に関しまして、護衛対象者に上皇上皇后両陛下及び皇嗣同妃両殿下の側近警衛が加わり、適用範囲が拡大されました。

本県警察におきましても、この人事院規則を基準として、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の身辺警護等作業手当につきまして、護衛対象者に上皇上皇后両陛下を加え、秋篠宮文仁親王を皇嗣同妃両殿下に改正するものです。

また、その手当額についても、天皇または皇后、皇太子、皇太子妃もしくは悠仁親王の側近警衛の手当額と同様に、側近の警衛員1人当たり1日につき1,150円とするものです。

なお、改正条例の施行予定日は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用することを予定しております。

以上であります。

○谷口交通部長 それでは、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明します。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の3枚目、資料2、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてという題名の資料をごらんください。

交通部関係の警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部改正につきましては、本年6月5日に道路交通法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令が9月19日に公布されたことを受けて改正するものです。

条例改正の理由は、道路交通法施行令第43条第1項に定める運転免許に関する手数料のうち、運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料の一部と免許証の再交付手数料が減額となったことに伴うものです。

項目3、改正の概要、(1) 運転免許試験手数料と運転免許証交付手数料の一部減額について説明します。

運転免許試験の免除規定の中には、免許失効後6カ月以内のうっかりして失効した方を対象とした免許証の再取得手続や免許失効後6カ月を超え3年以内の方で、失効したことにやむを得ない理由がある方などを対象とした免許証の再取得手続があります。この両者の場合は、運転免許の学科試験と技能試験は免除されます。

ここで、免許証を失効したことのやむを得ない理由とは、道路交通法施行令により、海外旅行中であったこととか、災害を受けたこと、病気や負傷のほか、法令で身柄を拘束されていたことなどが規定されているところです。

今回この規定の中に、新たなやむを得ない理由として、「公安委員会がやむを得ないと認める事情があったこと」が追加され、この追加規定に該当する場合にのみ、運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料がそれぞれ減額されます。

ここで、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったこととは、例えば災害などにより運転免許関係のシステム障害が発生した場合に

免許更新業務ができなくなるなど、本県公安委員会側の事情により免許証の更新を受けることができない事情などが想定されます。

このような場合は、これまでの免許保有者側の事情によるやむを得ない理由と比べ、期限失効したことのやむを得ない理由を公安委員会が容易かつ迅速に判断できるため、手数料が減額されるものです。

(2) は、これまでの免許証を亡失、滅失した場合にのみ免許証の再交付申請が受理されていたところ、今回の改正により、免許証の記載事項の変更、写真の変更など、申請者からの求めに応じて免許証の再交付ができるよう、再交付の申請要件が緩和されます。

再交付申請要件の緩和につきましては、政府の女性活躍加速のための重点方針に基づき、本年11月5日から実施される住民票とマイナンバーカードへの旧姓併記と同様に、運転免許証が広く証明書がわりに使用されている実態に鑑みて、マイナンバーカードと同様の旧姓併記ができることとなります。

また、これまで免許証の裏面に記載事項の変更が記載されていたところ、裏面への記載ではなく、免許証の再交付を求める要望も寄せられていたことから、再交付申請要件の一つに加えられました。

改正後は、これらの免許証の再交付申請要件が緩和されることに伴う申請者の増加が予想されるので、再交付手数料を一律に減額するものです。

施行は、令和元年12月1日を予定しております。

以上でございます。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

なければ、以前、委員会でも議論があったかと思うんですけれども、宮崎では実例ないというお話でしたが、例えば都市部等で、高齢者の方の講習が満杯でなかなか受けられなくて失効してしまうというケースがあるというお話がありました。交通部長の御説明の中で、公安委員会がやむを得ないと認める事情があればという、その新しい判断には、そういう場合も想定されていると理解していいのでしょうか。

○谷口交通部長 今回の場合は、申請者側の理由ではなくて、公安委員会側の理由による減額措置ですので、おっしゃるとおり、そのような状況も踏まえております。

○渡辺委員長 わかりました。ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、報告事項についての説明を求めます。

○大塚警務部長 令和元年9月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回御報告させていただく警察における損害賠償事案としましては、報告書4ページの3件目から6件目までの交通事故が4件と、報告書3ページの6件目の損傷事案が1件の合計5件でございます。

それでは、4ページの3件目の交通事故の概要について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が平成30年10月24日の午前8時15分ごろ宮崎市内の駐車場において、自車を駐車するためハンドルを右に切りながら後退していたところ、後方の安全確認を怠ったことから、左後方に無人駐車中の相手方車両の右前バンパーに自車の左後部バンパーを衝突させたものであります。

事故の原因につきましては、内偵捜査中のため、同乗者が後方誘導することができず、運転者が左後方の安全を十分に確認できなかったことによるものです。

過失割合につきましては、無人駐車中の車両に衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方の車両は、フロントバンパー等の修理や修理の間の代車が必要となり、8万1,323円の損害額が生じ、過失割合に応じて、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車両は、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、4ページの4件目の事故について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が平成30年12月30日の午前8時5分ごろ宮崎市内の駐車場において、自車を駐車させるため、ハンドルを左に切りながら後退中、車の運転席側のドアを相手方車両の左前バンパーに接触させたものであります。

原因につきましては、同乗者が後方誘導していたにもかかわらず、駐車場が変形した構造で、また急訴事案への対応中ということもあり、同乗者の誘導によっても運転者が右側面の安全を十分に確認できなかったことによるものです。

過失割合につきましては、無人駐車中の車両に衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方車両はフロントバンパー等の修理が必要となり、9万6,065円の損害額が生じ、過失割合に応じて、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車両は、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、4ページの5件目の事故について御説明します。

この事故は、延岡警察署の警察官が平成31年1月30日の午前11時29分ごろ延岡市内の駐車場において、公用バイクを駐車し、エンジンキーを切ろうとしたところ、バランスを崩して右側に倒れ、無人駐車中の相手方車両の運転席側に公用バイクの右側ハンドルグリップが接触したものであります。

原因については、不安定な状態でハンドルから手を離したことであります。

過失割合につきましては、無人駐車中の車両に接触した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方の車両は、運転席ドアの修理で3万5,088円の損害額が生じ、過失割合に応じて、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車両は、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、4ページの6件目の事故について御説明します。

この事故は、高岡警察署の警察官が令和元年5月22日の午後1時40分ごろ東諸県郡国富町内の駐車場において、自車を駐車した後、右手で運転席ドアを開けたところ、左手に持っていた荷物が落ちそうになったため、慌てて右手をドアから離し、左手の荷物を右手で支えたため、運転席のドアが開放し、隣に駐車していた相手方車両の助手席側ドアに接触したものであります。

事故の原因については、不用意にドアから手を離したことであります。

過失割合につきましては、無人駐車中の車両にドアが接触した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方の車両は、助手席側ドアの修理が必要となり、5万5,229円の損害額が生じ、過失割合に応じて、県警の任意保険から、全額を支出しております。

公用車両は、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、3ページの6件目の警察官による公務中の損傷事案について御説明します。

本件は、宮崎北警察署の警察官が平成30年11月23日の午前3時ごろ宮崎市内の駐車場において、もめごとの当事者を現場に呼び戻すため、当事者を知る相手方から連絡を取ってもらい、相手方のスマートフォンを使用して警察官が当事者と連絡をとっていたところ、過って相手方のスマートフォンを地面に落とし、スマートフォンの液晶画面部分を損傷させた事案であります。

原因については、事故発生当時非常に寒く、手がかじかんでいたため、スマートフォンをしっかりと把持できず、滑り落ちたものであります。

相手方に携帯電話機の修理に必要な3万9,312円を県費から支払っております。

以上の5件が損害賠償事案になります。

県警では公用車を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能や知識を十分に発揮できるよう、公用車運転適格審査制度を設けるなど諸対策を講じております。

しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事案の発生が継続している状況があります。

交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生や警察官の職務執行による損傷事案の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としては、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員によ

る交通事故及び損傷事案の絶無に努めてまいります。

以上で損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○廣澤刑事部長 それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人であります公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告をいたします。

お手元の令和元年9月定例県議会提出報告書の151ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成30年度の事業報告書について御説明をいたします。

まず、1の事業概要についてであります。平成30年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着化を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてであります。公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には収益事業はなく、全てが公益事業であり、平成30年度におきましては、151ページから154ページの表のとおり実施をしております。

まず、事業名、(1)暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)につきましては、①相談・助言事業として、常勤相談委員や弁護士等による相談受理、②少年保護活動事業として、青少年に対する暴力団影響排除のための啓発活動、③暴力団離脱更正促進事業として、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催等を通じた更正援助活動

や社会復帰援助活動、④被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟支援貸付制度の周知活動などをそれぞれ実施しました。

次に、事業名、(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)につきましては、152ページから154ページに記載のとおり、①広報啓発事業としまして、宮崎県、宮崎県防犯協会連合会と共同しての「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の開催やタウン誌等への暴排広報記事の掲載、暴力団の現状と対策のパンフレットの作成配布などの活動、②民間暴力団排除団体等への支援事業として、反社会的勢力からの機関誌購読要求に対する事業所の不当購読拒否対策や暴力団対策研修会、暴力追放活動の支援の実施、③少年指導委員に対する研修事業として、防犯協会との共催による研修会の開催、④不当要求情報管理機関への援助事業として、不当要求情報管理機関である銀行や証券会社等との会議への出席、⑤調査研究・情報収集事業として、宮崎県民暴研究会の開催や各種研修会への参加など、⑥不当要求防止責任者講習等事業として、県内13地区における講習会の実施などに取り組んでまいりました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、令和元年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。報告書の207ページをお開きください。

まず、概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の名称で、平成4年4月1日に設立をされ、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われた後、平成20年からの公益法人制度改革に伴って、平成23年4月1日付で現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターとなったものであります。

総出資額4億9,500万円は現在の財団の基本財産であり、このうち県の出資額が3億9,500万円、残り1億円が市町村の出資金となっております。総出資額に対する県の出資比率は79.8%でございます。

なお、平成30年度の代表理事・理事長は平野亘也氏であり、平野氏は、宮崎銀行頭取で宮崎県銀行協会会長であります。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について説明をいたします。

センターの役員は理事10人と監事3人の合計13人であり、県職員の役員就任はございません。

県の退職者として常勤理事の1名と非常勤理事の2名、計3名が就任しております。

次に、県の財政支出等について御説明いたします。

平成30年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料1,057万2,000円のみでございます。その他の補助金や交付金、負担金等はありません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、さきに述べました公益事業2の中の一つである⑥不当要求防止責任者講習等事業の事業費用でございます。この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施をしている事業でありまして、事業の内容は、事業所の不当要求防止責任者に対しまして、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会等を行っているところであります。

平成30年度の実施回数は、警察署管轄の13地区におきまして、講習回数が30回、受講者1,018名であります。

次に、実施事業であります。これはさきに申し述べましたとおり、公益事業の1として4事業、公益事業の2としまして6事業の計10の事業を実施しております。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業でありますけれども、その中でも、特に相談・助言事業や不当要求防止責任者講習等事業、それに広報啓発事業に重きを置いて活動を行っているところであります。

そこで、これらの事業活動の認知度状況・センターの利用状況等を知るための指標として、暴力相談受理件数など3つを活動指標に掲げております。

①の暴力相談受理件数の中で最も多いのは、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会の212件でありまして、全体の85%を占めております。

それ以外につきましては、暴力団等反社会的勢力が関係するクレームの対応相談が10件、刑罰法令に関する相談が6件、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性照会以外の情報提供が5件、暴力団等反社会的勢力に対する対応要領の相談4件などになります。

②の研修会の参加数につきましては、委託事業である不当要求防止責任者講習会を初め、一般企業対象の暴排講習会、行政対象の暴排講習会等の各種講習会の参加者数となります。

最後の③ホームページアクセス件数につきましては、県民の暴追センターの認知度を示す一つの指数として掲げるものでありまして、アクセス件数が多いほど暴追センターの認知度が高いと考えております。

それぞれの目標値については、過去5年間の実績値の平均よりもやや高目の数値を設定しているところであります。

各指数の達成度は、①の暴力相談受理件数82.7%、②の研修会参加者数104.5%、③のホームページのアクセス数78.8%でありました。

次に、財務状況でございます。

次のページ、208ページをお開きください。

財務状況の数字は1,000円単位で表示しており、1,000円未満は四捨五入しております。

経常収益、経常費用等の詳細につきましては、平成30年度事業報告書の155ページから158ページまでの3、貸借対照表、4、正味財産増減計算書、5、財産目録を後ほど御参照願います。

まず、財務状況のうち左側の正味財産増減計算書の平成30年度の欄をごらんください。

平成30年度の収入に当たる経常収益は2,514万6,000円、支出に当たる経常費用は2,524万3,000円で、当期経常増減額ではマイナス9万7,000円となり、経常収益が経常費用を下回っております。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、平成30年度の当期一般正味財産増減額は9万7,000円の減額でございます。

平成30年度の一般正味財産期首残高は826万3,000円でありましたので、平成30年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高に当期一般正味財産増減額の9万7,000円を差し引いた816万6,000円となります。

当期の一般正味財産期末残高816万6,000円の内訳は、次期繰越金が716万6,000円と貸付原資産100万円でございます。

次に、使途に制約が課せられた寄附金を含んだ指定正味財産の増減の部について説明をいたします。

平成30年度は、指定正味財産期首残高5億円、同期末残高は5億100万円であり、100万円の増額となっております。

100万円の増額は、平成25年度に設立いたしました暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の平成30年度積立金100万円でございます。

指定正味財産5億100万円の内訳は、基本財産4億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産600万円となります。

基本財産の4億9,500万円につきましては、国債、決済用普通預金口座で運用をしているところであります。

また、暴力団事務所使用差止請求とは、平成24年の暴力団対策法改正によりまして、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県暴力追放センターが暴力団組事務所の付近住民から委託を受けて、センターみずからが原告となって暴力団組事務所の使用差止のための民事訴訟を起こすことができるものでございます。

宮崎県暴力追放センターは、平成25年10月24日付で、その適格都道府県センターの認定を受けましたことから、民事訴訟を行う経理的基盤として暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産を設立したものでございます。

次の正味財産期末残高の5億916万6,000円は一般正味財産期末残高816万6,000円と指定正味財産期末残高5億100万円の合計額となります。

次に、右側に移りまして、貸借対照表の平成30年度欄をごらんください。

資産は、合計で5億2,079万9,000円で、内訳は、流動資産が747万8,000円、固定資産が5億1,332万1,000円であります。

次に、負債は、合計1,163万3,000円で、内訳は、流動負債31万2,000円、固定負債が1,132

万1,000円となっており、これらの詳細な額につきましては、平成30年度事業報告書に添付された3、貸借対照表のとおりでございます。

次の正味財産5億916万6,000円は、資産合計の5億2,079万9,000円から負債合計の1,163万3,000円を差し引いた額であります。

次に、財務指標でございます。

①の自己収入比率の実績値47.4%は、記載の算式のとおり、基本財産運用収益の437万円、特定資産受取利息2,000円に自己収益760万1,000円を加えた合計1,197万3,000円を当期支出合計額の2,524万3,000円で割って、比率を算出したものでございます。

平成30年度の目標値60%に対しまして、実績値は47.4%でしたので、達成度は79.0%になります。

今後、厳しい財政状況ではございますけれども、自己収入比率向上のために基本財産の運用の見直しであるとか、賛助会費、寄附金の拡大等の活動を積極的に推進いたしまして、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の管理比率の実績値21.0%につきましても、算式に基づき、管理費531万3,000円を当期支出合計額の2,524万3,000円で割って比率を算出したものであります。

平成30年度の目標値30%に対しまして、実績値は21%でありまして、目標値よりも管理費を低く抑えられましたので、達成度は130%となります。

今後とも、引き続き管理費の節減については指導してまいりたいと考えております。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、事業活動実績面につきましては、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団排除のための暴力追放相談活動の充実等

を図るとともに、民間の暴力団排除組織に対する支援活動の充実など、暴力団排除に向けた支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できるとしております。

一方で、財政面につきましては、国債、地方債の超低金利が続いており、財政基盤の安定確保が困難な状況が継続していることから、今後も基本財産の効果的運用による財源確保を図るなど、なお一層の自助努力が必要であるとしております。

また、活動内容及び組織運営については、Aで良好、財務内容については、Bでほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、令和元年度の事業計画について御説明いたします。

事業計画書の159ページから160ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。

本年度におきましても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4つの事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6つの事業の合わせた10の事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益予算書についてであります。

次ページ、161ページをお開きください。

まず、大項目Iの一般正味財産増減の部から説明いたします。

(1)の経常収益は、基本財産運用益、特定

資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、受取寄附金、雑収益で構成されておりまして、合計2,383万1,876円の経常収益となっております。前年度比で30万7,100円の増額となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費が2,481万7,000円、次のページに移りまして、管理費618万1,000円の合計3,099万8,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は、マイナス716万6,124円となっております。

また、令和元年度の一般正味財産期首残高は816万6,124円ですので、令和元年度の一般正味財産期末残高は100万円となります。この100万円については、一般正味財産で保有している貸付原資資産100万円であります。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減の部について説明いたします。

令和元年度の基本財産運用益436万9,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増額はなく4億9,500万円のままととなります。

指定正味財産期末残高は基本財産4億9,500万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産600万円の合計額となる5億100万円でございます。

正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円に指定正味財産5億100万円を加えた5億200万円となります。

なお、令和元年度の事業計画は、平成31年3月19日並びに同5月17日開催の理事会、また平成30年度の事業実績については、令和元年6月7日開催の評議員会において、それぞれ承認されております。

全国の暴力団情勢でございますけれども、六

代目山口組から分裂いたしました神戸山口組、さらに神戸山口組から分裂いたしました任侠山口組が新たな暴力団組織を設立いたしまして、暴力団情勢は、ますます混沌としている状況にあり、暴力追放センターの役割は、今後ますます重要となってまいりますので、これからも予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を官民一体となって積極的に実施していく所存でございます。

今後とも、委員長初め、委員の皆様の宮崎県暴力追放センターに対する深い御理解、御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

以上であります。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 私は延岡市出身なんですけれども、延岡に新しい暴力団が生まれたというので、延岡市民もちょっと心配しているのですが、今まで空白地帯になっていたのが、どうして新しいのが生まれるようになったのか、またそれを何で前もって摘めなかったのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

○廣澤刑事部長 委員御指摘のとおり、延岡地区は、空白地帯ということで一時続いておりましたが、新たな暴力団が進出してきたということでございますけれども、先般この暴力団に対する条例違反等を駆使いたしまして、逮捕、検挙に至っているところでございますので、何とぞ警察の暴力団に対する対決姿勢というところを御理解いただいて、今後とも延岡に限らず、県下の暴力団に対しまして厳しい姿勢で臨んでまいりますので、どうぞ御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○井本委員 理解しているんだけど、我々、我々というわけじゃないんだけど、どっかすきがあったのかな。何か延岡にそういうお金が入ってくるすき間があったのかなとか、できたら生まれる前に何とか対処できなかったのかなと考えるもんだから。

もちろん一生懸命頑張ってくださいということも私も理解しているのですけれどね。大丈夫かなと市民もちょっと心配しておりますので、我々は頑張っていると思うんですけれど、ひとつよろしくをお願いします。

今度の新しいのは、暴力団の指定はされているわけですね。

○廣澤刑事部長 暴力団として指定しているところでございます。

先ほども申しましたけれども、空白地帯には、やはり暴力団も進出を図ろうというところはあるかと思うんです。特に延岡につきましては、大分も近いですし、虎視たんたと狙うところもなきにしもあらずでございますけれども、そういったところに対しまして、注意して防止活動、あるいは既存の暴力団に対しまして検挙、暴排活動等を通じて、強い姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○井本委員 わかりました。ひとつよろしく願いいたします。

○濱砂委員 207ページの活動指標の中で、暴力団相談受理件数が平成30年度で248件、目標値300件と出ているのですが、この内容については、やはり今、話がありましたような暴力団等が事務所を置いている地域に比例してということでしょうか。まず、内容はどのようなものが一番多いですか。

○廣澤刑事部長 先ほども少し申し上げましたけれど、248件の内訳といたしましては、暴力団

に該当するのかどうかの該当性の照会、これが212件で圧倒的に多く、85%を占めているところでございます。

その次が暴力団に関するクレーム対応の教示や相談になっております。

暴力団該当性の照会と言いますのは、企業、事業所等が契約などの相手方になる場合に、その人物が暴力団であるかどうかという、お尋ねでございます。

○濱砂委員 続けて、同じところなんですけど、目標値は、全国平均の人口比とか、そういったものが基準になっているのでしょうか。

○廣澤刑事部長 暴力相談の過去5年間の数値の平均値を出しまして、200幾らだったので、それよりも若干高めに設定しようということで300件と設定しております。

○濱砂委員 161ページの損益予算書の中で、正味財産増減の部に受取地方公共団体負担金258万円が計上してあるんですが、これは各市町村から案分方式か何かで集めてくるのでしょうか。

○廣澤刑事部長 そのとおりでございます。この258万円は、宮崎県市町村負担金審議委員会から指定された負担金額を、まず26市町村で均等割し、その次に人口割で算出したものを市町村に御負担いただいております、その合計額になっているところでございます。

○濱砂委員 その下の受取寄附金の100万円はどういうものなんですか。

○廣澤刑事部長 この受取寄附金の100万は、宮崎県互助会からの寄附金でございます。

○蓬原委員 関連して4行目ですけれども、賛助会員はどういう方がいらっしゃって、大体どれぐらい、また動態は、ふえているのか減っているのか教えてください。

○廣澤刑事部長 賛助会員については、法人会

員と個人会員の2種類がございます。現在、法人会員については約310事業所、個人会員が約20名でございます。

口数がそれぞれございますので、たくさん受けていただいている事業所もございます。

年間は、微増ではございますが、暴追センターも賛助会員の呼びかけ等をやっておりますので、徐々にふえているところでございます。

○**蓬原委員** 1口幾らとかあるんですか。

○**廣澤刑事部長** 法人が1口1万円、個人会員が1口5,000円でございます。

○**蓬原委員** 確認ですが、個人は20名とおっしゃいましたか。

○**廣澤刑事部長** 正確に言いますと、現在22名です。

○**蓬原委員** 非常に少ない。これは一般県民が対象ということではないんですか。

○**廣澤刑事部長** そのとおりでございます。圧倒的に法人会員が多いのが現状でございます。

○**蓬原委員** 暴力追放という非常に大事な、安心安全な生活をする上で、延岡の話もありましたが、皆さんが非常に危惧されていると思うんですけれど、財政的にも余りよろしくないという報告もあったわけで、今後、自主財源をふやしていこうとすると、やっぱりこの賛助会員の皆さん方により多く御理解いただいて、企業も310でしたか、もっともっとあるんで、もっとPRされて、より多くの事業所からしていただければという気がしましたが、そのあたりの取り組みはどうですか。

○**廣澤刑事部長** 確かに自己資本比率を上げるためには、やはり賛助会員等の拡大が必要、大事になってくるところでございまして、拡大のお願いをしているところでございます。

なお、法人会員も先ほど310程度と申しました

けれども、口数で言うと560口入っていただいておりますので、ありがたい話ではございますけれども、確かに印象的には個人会員が少ないような印象を受けますので、今後とも暴追センターで、個人も含めまして賛助会員の拡大に力を注いでいくように指導してまいりたいと思っております。

○**蓬原委員** 結局そういうことで賛助会員となり、お金を個人として納めることが、暴力団追放の意識の醸成にもつながっていくと思うので、より多くの県民、個人の方が参加していただくと非常にいいのかなと思いましたが、よろしくをお願いします。

○**有岡委員** 151ページに外部相談員のことが書いてありまして、弁護士2名、少年指導員1名、保護司1名、4名の外部相談員がいらっしゃるようですが、この方たちの活躍の内容をお尋ねします。

○**廣澤刑事部長** 相談員につきましては、まず暴追センターの専務理事あるいは専門の相談員が1名常駐しておりますので、ある程度ここで賄えているところでございますけれども、さらに専門的な民事の難しいところになってきますと、弁護士の外部相談員にお願いしたり、あるいは少年問題に詳しい指導員の方をお願いしたりすることはございます。

暴追センターで受けた案件を引き継ぎするという形をとっているところでございます。

○**有岡委員** 関連して、総合評価で活動内容がAという評価をいただいているようですが、例えば「暴力団離脱更生促進事業」の社会復帰援助活動がどの程度成果としてあらわれているのか。

また、離脱者雇用給付金で180万円の予算が計上されていますが、この辺の絡みを実績として

教えていただければありがたいです。

○**廣澤刑事部長** 暴力団員の離脱支援につきましては、平成30年度の実績はございません。

○**有岡委員** 離脱者雇用給付金はどのような費用として運用されているのかを参考にお尋ねいたします。

○**廣澤刑事部長** 離脱者雇用給付金につきましては、暴力追放センターに離脱等したいという相談があった場合に、その離脱者を継続して3カ月以上雇用した事業所に対しまして、6カ月を超えない範囲で給付金を支給するものでございます。月3万円を上限に6カ月ということで、想定では10者程度ということで、年間180万円を計上しているところでございます。

○**有岡委員** 今後ともそういった該当者がいらっしゃるときには、しっかりと支援していただき、社会復帰を応援していただければありがたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○**渡辺委員長** ほかいかがでしょうか。

それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○**蓬原委員** 今、意見書を出そうかという案が県議会に出ています。それで、踏み間違いについてですが、正式な名称はサポートカーS、それと標準装備になっているものと後づけのものがあるそうですね。これがどういうものか、どうやって動くのかという非常に漠とした質問になりますけれど、信頼性とか、そのあたりの情報をメカニックなことも含めて教えていただくといいかなと思うんですが。

○**谷口交通部長** ただいまお尋ねの件ですが、サポートカーの信頼性につきましては、現在警察庁サイドで詰めている段階で、どの程度をサポートカーとして認定するのも今後詳細を詰

められていきます。

また、今御指摘の後づけのブレーキの件ですが、サポートカーで最初からついているセンサーつきの自動ブレーキ等とは完全に違う方式です。後づけの場合は、いわゆるペダルの踏み間違いを防止するというものになっていますので、サポートカーのほうにはペダルの踏み間違いを防止するというものは現在ないです。

○**蓬原委員** 後づけのものですけれど、例えば金額とか、信頼性や実績はどういうものなんですか。簡単にとりつけられると聞いていますけれど。ちょっとそのあたりのところが、我々は物を見たことがないので、警察でしっかり抑えておられるのか。例えば、図か写真か、本体がイメージができる資料があればと思ったんですが。

○**谷口交通部長** ここに写真等を持ってきておりませんが、4つほど補助装置としてございますので、簡単に紹介しておきます。

1つが、ワンペダルというもので、熊本県玉名市で製作しているものです。次はペダルの見張り番というのがありまして、これはミラリードという会社が製造しております。3つ目がモービルアイというのがございます。そして4つ目が、踏み間違い加速抑制システムと申しまして、これはトヨタが後づけをするもので、金額は平成30年12月5日現在で5万5,080円です。参考にさせていただければと思います。

○**蓬原委員** メーカーと一覧表みたいなものを後で資料としていただきたいと思います。それでスマホで情報が引けるでしょうから、お願いします。

○**渡辺委員長** 今の資料の取り扱いについてはよろしいでしょうか。

○**谷口交通部長** 業者に確認をとりまして提出

したいと思います。

○渡辺委員長 それでは、そのようにお願いします。

○井本委員 サポートSをどうのこうのという意見書が出ています。それを上げたかどうか。我々の認識としては、そのサポートSというものははっきり言ってどんなものかわからないから聞いているわけですけど。まだ進化の過程というか、メーカーによって違うんじゃないかという認識があるもんだから、その辺のものをはっきりサポートSと言っていいものなのかどうか、その辺がちょっとわからないものだから。JIS規格とかがあるわけではないんでしょう。どうなんですか。

○谷口交通部長 サポートカーについては、今言われたサポートカー、自動ブレーキとペダル踏み間違い加速度抑制装置、それと車線逸脱、それと自動ライト、アップライトにするやつですね。この4つを含めて現在サポートカーとして認定の方向にあるようです。それを、どういうふうに性能について評価するかについては、先ほど申しましたとおり、経済産業省と警察庁等で検証というか、中を詰めている段階だと伺っております。

○井本委員 まだ段階ですね。それこそ信頼できるような、まだ決めつけられるものじゃないだろうな。

○有岡委員 山林所有者の杉を無断で伐採した件をちょっと新聞等でよく目にするものですから、お尋ねします。山林所有者が被害届を提出して受理しているケースが今どれぐらいあるのか、そして私どもが一番危惧している盗伐に対する抑止力になっていくべきだということで、今後期待しているんですが、そこら辺の流れをもし報告いただければ、お願いします。

○河野生活安全部長 被害届を何件受理したかという捜査にかかわることは余り言えないのですが、今のところことしに入って4件ほど被害届を受理しています。

去年から告訴あるいは被害届を受理して捜査をしております。森林窃盗の場合は、被害の日時、告訴の形式的要件があるんですが、被害の状況とか犯罪の日時の特定がちょっと厳しい場面がありますし、管理も行き届かないところもありますので、今捜査員は現場に行って被害の確認をした上で、要するに字図で被害者の所有の地域の特定、これ何かもしなくてはなりません。

いろいろ捜査の手法にかかわることなんて言えないですけど、航空写真とかそういうのを活用して被害の特定をしている状況です。ですから、1件、1件が時間がかかるところです。

これ警察署だけでやっている捜査では間に合いませんので、本部からもそういう専従の捜査員を出して捜査をして立件しています。5月にも2件ほど予定していますし、今進行中の事件も二、三件あります。これ全て署と本部と連携して全ての捜査についてやっております。

○有岡委員 よろしくお願いします。

○渡辺委員長 先ほどの資料要求の件なんですが、御説明があったように、議会の中で検討している意見書の判断に資する形で今欲しいということなので、なるべく早期がいいという状況ですが、それは可能ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、恐縮ですが、次の委員会は待ちませんので、各委員の手元に届くような形で御配慮いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さんお疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時15分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、企業局長の説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、一言おわびを申し上げます。今議会に提出いたしました令和元年9月定例県議会提出議案の一部につきまして誤りがございました。お手元に訂正表を配付させていただきます。お願ひいたします。

議案第7号「企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部につきまして、お手元の資料の訂正前の下線の部分を訂正後の下線の部分のとおり訂正をさせていただきますと存じます。

委員の皆様方には深くおわびを申し上げますとともに、今後このようなことがないように十分注意してまいりますので、訂正につきまして、よろしくお取りはからいいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は、提出議案2件、提出報告書1件の計3件につきまして御説明をいたします。

まず、1の提出議案についてであります。

1件目の議案第2号「令和元年度宮崎県公営

企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」につきまして、地域振興事業会計において、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の排水改良工事等を行うため、資本的支出等を増額するものであります。

2件目の議案第7号「企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、企業局において任用いたします会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、2の提出報告書であります。県が出資している法人等の経営状況についてでございます。

これは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定によりまして、企業局が出資しております一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況について御報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 企業局長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、文教警察企業常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、議案第2号「令和元年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」であります。

まず、(1)の補正の理由であります。

令和元年6月から7月にかけての大雨・豪雨災害により、ゴルフコースの排水状態が悪化しているため、改良工事を早急に実施いたします

とともに、サービスセンターの照明工事等を実施するものであります。

次に、(2)の補正額であります。上の①収益的収入及び支出の表をごらんください。これは単年度の収支に係る予算区分であります。

太枠の補正予定額の上から2段目、事業費Bでございますが、補正予定額は71万9,000円であります。

内訳につきましては、その下、営業費用は127万7,000円の増であります。これは備考欄にございますとおりゴルフバッグを手引きするためのカート置き場の屋根補修などを行うものであります。

次に、その下の営業外費用につきましては、55万8,000円の減といたしております。これは今回の工事を行った際には、請負業者に工事代金分の消費税を支払いますが、この支払った消費税分は企業局が税務署に納付する消費税から差し引ける仕組みとなっております。このため、税務署に申告納付する消費税を減額するものであります。

次に、その下の②資本的収入及び支出でございますが、これは支出の効果が単年度ではなく長期にわたる設備投資に該当する予算区分であります。

太枠の補正予定額の上から2段目、資本的支出Bでございますが、補正予定額は建設改良費1,127万円の増としております。これは、大雨・豪雨災害に伴う排水改良工事を行うとともに、サービスセンターの照明工事などを行うものであります。

続きまして、議案第7号「企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例」につきまして御説明いたします。資料の2ページをごらんください。

1の条例制定の理由であります。

会計年度任用職員等に関する規定が追加された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、企業局におきましても会計年度任用職員制度を導入いたしますことから、その給与に関して条例を制定するものでございます。

参考といたしまして、改正法の概要を記載しております。

まず、(1)の特別職非常勤職員につきましては、任用の範囲を本来想定しております、専門的な知識経験等に基づいて助言や調査等を行う者に厳格化するものであります。

次に、(2)の臨時的任用職員につきましては、その任用を常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化するものであります。

最後に、(3)の会計年度任用職員でございますが、一般職として任用する非常勤職員を新たに会計年度任用職員といたしまして、適正な任用を確保するため、採用方法や任期を明確化するほか、期末手当の支給を可能とするものであります。

次に、2の条例の主な内容についてであります。

会計年度任用職員への給付内容を記載しておりますが、(1)のフルタイム会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が我々常勤職員と同様に38時間45分の職員でありまして、給料やそこに記載しております諸手当を給付することといたしております。

(2)のパートタイム会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が38時間45分に満たない職員でありまして、記載しておりますとおり給料、諸手当を支給することとしております。

ただ、こちらのパートタイム会計年度職員に

つきましては、退職手当につきまして、これは一定期間以上にわたって勤務したものに支給することが前提となっておりますことから、こちらのほうは支給対象になっていないということでございます。

最後に、3の施行期日であります。令和2年4月1日施行といたしております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 説明は終了いたしました。質疑はございませんか。

○蓬原委員 企業局会計年度任用職員の給与に関するのですが、企業局において、現状の、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員——この(1)番と(2)番の方々の採用状況というか任用状況はどうなっているんですか。

○奥総務課長 継続費におきましては、(1)の特別職非常勤職員が5名、そして(2)の臨時的任用職員は4名でございます。

○蓬原委員 これが来年の4月に適用された場合、この5と4という数字の見込みに、何か変更があるんですか。

○奥総務課長 例えば職につきましては、今全面的に見直しをしております。非常勤職員、それから臨時的任用職員、特に臨時的任用職員につきましては、これまでのとおり文書收受や弁当の注文とかいったものでは任用できないこととなっておりますので、一回仕事の中身を全部見直しをして、洗い直すという作業を今しております。

○蓬原委員 今いらっしゃる方がおるわけですよ。これが4月から制度が変わるので、一回リセットされて任用されることになるんですか。

○奥総務課長 そのとおりでございます。改めて公募をし直して、採用するというところござ

います。

○蓬原委員 ということは、公募が原則だから、今いらっしゃる方がそのままの可能性もあるけれども、かわることもあるという。

○奥総務課長 応募されれば、その可能性はございますが、やはり選考ですので、一回リセットということになります。

○蓬原委員 このことによつて、人件費はふえるんですか、減るんですか、トータルで。

○奥総務課長 今回の会計年度任用職員の給料の設定につきましては、一応今の非常勤職員の方の給料等が減らないように、期末手当を含めて大体同じような金額になるということで制度設計がなされております。

○蓬原委員 年金とかの管理はどうなるんですか。

○奥総務課長 これまでどおり、基本的には厚生年金に入っていただくということでございます。

○蓬原委員 これはいわゆる働き改革の一環としての法改正ですか。

○奥総務課長 法律改正の趣旨は、まさに働き改革に基づくものでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に報告事項についての説明を求めます。

○田原経営企画監 県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。

お手元の令和元年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の145ページをお開きください。

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター平成30年度事業報告書でございます。

まず、1の事業概要でございますが、当センターは企業局が設置した一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として、ゴルフ場の管理運営を行いました。

また、平成24年4月1日に一般財団法人に移行したに伴う公益目的支出計画を引き続き実施しました。

次に、2の事業実績でございますが、(1)の指定管理業務に係る事業費は9,816万4,000円となっております。

施設の管理運営の実績といたしましては、ゴルフコースの利用者数が2万7,002人、主催コンペの開催数は167回で、参加者数が1万2,574人、カートの貸出者数が2万3,825人、レストランの利用者数が1万8,999人などとなっております。

次に、(2)の公益目的支出計画の実施に係る事業費でございますが、これは平成24年度に一般財団法人に移行した際に作成した公益目的支出計画に基づき、県に70万円、新富町に30万円の合計100万円を寄附したものでございます。

次に、146ページからの3、貸借対照表以下、経営状況の詳細につきましては、205ページからの宮崎県出資法人等経営評価報告書と重複しておりますので、そちらであわせて御説明いたします。

それでは、205ページをお開きください。

まず、上の表の当センターの概要でございますが、上から3番目の欄にありますとおり、設立は平成元年11月18日、その下の欄ですが総出資額は300万円、うち県出資額が210万円で、出資比率は70%となっております。

次に、中ほどの表の県関与の状況でございますが、人的支援については、平成30年度は役員数の合計は5人で、県の退職者が1人、それ以外が4人となっております。

また、職員数は9人で、全てプロパー職員でございます。

令和元年度につきましては、当施設の指定管理者が当センターから株式会社モリタゴルフに変更となったことに伴いまして、法人の解散に係る手続を進めておりまして、役員が5人で、職員については0人となっております。

なお、平成30年度の職員のうち、希望する者については全員、モリタゴルフに継続雇用されております。

その下の財政支出等につきましては、ゴルフコースが冠水被害を受けたことにより、基本協定書の規定に基づき修繕費用の一部として、平成28年度に154万円、平成30年度に615万5,000円を県から修繕費用負担金として支出しております。

なお、その他の県からの支援等については、該当はありません。

次に、下の表でございますが、実施事業につきましては、先ほど御説明いたしました事業報告書の内容と同様でございます。

その下の活動指標であります。①ゴルフ場利用者数は、平成30年度は目標値3万3,500人に対し、実績値2万7,002人で、達成度は80.6%となりました。

また、②の主催コンペ年間参加者数は、目標値1万6,000人に対し、実績値が1万2,574人で、達成度は78.6%となりました。

なお、令和元年度と2年度の目標値につきましては、当センターは指定管理者から外れたため、空欄としております。

206ページをお開きください。上の表の財務状況から御説明いたします。

まず、一番上左側の正味財産増減計算書でございますが、平成30年度の欄をごらんください。

一番上の経常収益は9,750万3,000円、経常費用は9,816万4,000円で、差し引きの当期経常増減額はマイナス66万1,000円となりました。

これから当期経常外増減額のマイナス40万8,000円を加え、当期一般正味財産増減額はマイナス106万9,000円となりました。

一般正味財産の期首残高はマイナス74万円となっておりましたので、期末残高はこれから106万9,000円を差し引いたマイナス180万9,000円となります。

当期指定正味財産増減額は、特定寄附を実施したためマイナス100万円となりました。

指定正味財産の期首残高は400万円でありましたので、この100万円を差し引いて期末残高は300万円となりました。

その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合計しました正味財産期末残高は119万1,000円となっております。

次に、右上の貸借対照表の平成30年度の欄をごらんください。資産は2,354万9,000円で、その内訳は、現金預金などの流動資産が2,054万9,000円、定期預金など固定資産が300万円となっております。

次に、負債は2,235万8,000円で、未払い金、仮受金などの流動負債のみとなっております。

資産から負債を差し引いた正味財産は119万1,000円で、その内訳は指定正味財産が300万円、一般正味財産がマイナス180万9,000円となっております。

次に、下側の財務指標の平成30年度の欄をごらんください。

①の利用料金収入は、目標値7,695万円に対し、実績値6,056万2,000円となり、達成度は78.7%となりました。

②の人件費は、目標値4,405万3,000円に対し、

実績値3,473万8,000円となり、達成度は121.1%となりました。

③の自主事業収入は、目標値3,577万円に対し、実績値3,071万5,000円となり、達成度は85.9%となりました。

次に、指標の設定に関する留意事項でございますが、先ほど申しましたとおり、当センターは今年度、法人の解散に係る手続を進めておりますので、該当はございません。

次に、その下の表の直近の県監査の状況であります。一昨年12月に財政援助団体等監査を受けて以降、県監査が実施されておられませんことから、該当がありません。

最後に、総合評価でございますが、右の欄の県の評価をごらんください。

財務内容につきましては、3度の冠水被害により収入が落ち込み、修繕等の費用が膨らんだため、単年度収支における赤字が発生しました。

組織運営につきましては、適切に人員が配置され、効率的に業務が推進されたと考えます。

これらを踏まえ、評価につきましては、ゴルフ場利用者数や利用料金収入が目標を下回ったため、活動内容と財務内容はやや課題ありとしてC、組織運営はほぼ良好としてBとしたところであります。

企業局としましては、今後とも新しい指定管理者と連携して、引き続き新規利用者の開拓等の誘客対策を進め、地域振興と県民福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終了しましたが、質疑はございませんでしょうか。

○瀆砂委員 145ページの県民スポーツセンターの事業報告の(1)一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理業務事業費9,816

万4,000円については、これはこの金額で業務委託をしているということなんですかね。

○田原経営企画監 9,816万4,000円というのは、県が委託したというものではございませんで、指定管理者が予算をつくって、これで事業を執行したということでございます。

○濱砂委員 つまり指定管理者が県に支払うお金ではないんですね。

○田原経営企画監 指定管理者から県に支払う納付金がございますが、これとは違います。

○濱砂委員 年間の事業計画をこれで立てたということですね。

○田原経営企画監 そのとおりでございます。

○濱砂委員 次の146ページの貸借対照表について、内容をちょっと教えてください。

資産の部、流動資産の中の未収金、前年度が73万7,000円で当年度が1,000万円になっていますが、増減で未収金が1,000万以上出ていますけれども、どういうことなんですか。

○田原経営企画監 昨年度、冠水被害を3回受けております。指定管理者の修繕費の範囲が協定書で決められておりまして、それを大幅に超える金額になったということで、企業局から指定管理者に支払う修繕費用の負担金が大体600万円以上ございます。大きなものとしては、そういったものでございます。

○濱砂委員 つまり、冠水して被害を受け、その分追加で企業局が指定管理者に向けて払うお金で、まだ指定管理者が未収金で受け取っていないお金ということですね。

○田原経営企画監 そのとおりでございます。

○濱砂委員 わかりました。続けて、次は負債の部の流動負債なんですけど、未払金が1,926万8,000円、当年度発生しているんですけども、昨年から見ると836万5,588円の増額なんですけど、

この内容はどうですか。

○田原経営企画監 これは、企業局への納付金を四半期ごとに支払うことになっておりましたが、昨年度は7月に四半期分をまずいただきまして、それから次の支払いが延び延びになっており、年度明けの、今年の4月になりましたものですから、その分で大体998万円ぐらい、1,000万近い金額が発生したということでございます。

○濱砂委員 147ページの正味財産増減計算書なんですけど、修理費用負担金615万4,000円は、食堂か何か被害が出たんですか。

○田原経営企画監 修繕費用負担金は、先ほどもちょっとお話ししましたけれど、平成30年度に財団が支出した修繕費用が冠水等で多額になりましたことから、基本協定書に基づきまして一定以上の額について企業局が負担した金額でございます。

○濱砂委員 非常に珍しい項目が出てきたんですが、経常費用の中の交際費、前年度3万4,163円は何ですか。

○田原経営企画監 これは、慶弔費とかいったものでございます。

○濱砂委員 太陽光発電はここでもしているんですか。

○田原経営企画監 太陽光発電を平成23年2月からやっております。

○濱砂委員 これは、委託をしているというか、その土地の部分はいわゆる指定管理の土地内には入らないんですか。

○田原経営企画監 ここの太陽光発電につきましては、自家消費で、ゴルフ場の使用した電力を賄っておりまして、余った分は九州電力に売電しております。ゴルフ場側からは電気の使用料をいただいている形になっております。

○濱砂委員 それでは、この太陽光発電は指定

管理者の収益には上がっていないということなんです。

○田原経営企画監 指定管理者の収益ではございません。

○濱砂委員 企業局の事業収入として上がってきているということですね。

○田原経営企画監 企業局の電気事業の収益として上がっております。

○濱砂委員 ちょっと考え方を教えてください。
建物、土地を含めて全て指定管理者に委託しているということですね。

○田原経営企画監 委託ではなく、指定管理という形でございますので、企業局の施設を指定管理者が使って、やっている形になっております。

○濱砂委員 済みません、考え方を。そこに付随した太陽光発電施設は、指定管理者の収入にはならないということなんです。

○田原経営企画監 指定管理者の収入にはなりません。企業局のあくまでも電気事業の収入として処理しております。

○濱砂委員 そういう考えでいいんですか。つまり、土地建物を委託というか指定管理者に管理をしてもらっている。それに付随するものは土地に付随するという基本的な考え方ではないんですか。

○田原経営企画監 土地に付随するとかそういったものではございませんで、あくまでもゴルフ場内で消費する電力を供給するためにこの太陽光発電をつくったと。余った分と、そのゴルフ場側の使用量についてはゴルフ場側からいただく、そういった目的でつくったものでございます。

○濱砂委員 いいです。

○井本委員 206ページの県の評価について、な

お令和元年度から一ツ瀬川県民レクリエーションセンター施設の指定管理者でなくなったことから、令和元年度中に当財団は解散予定となっておりますと、当財団というのはモリタゴルフのことをいうわけですか。

○田原経営企画監 これは、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーションセンターの平成30年度までの指定管理者である一ツ瀬川県民スポーツセンターでございます。

○井本委員 今までの指定管理者のことを言っているわけですか。

なかなか経営も大変だろうと思うんです。だからといってあそこを手放すと、今度は民間ではできないらしいですね。だからといって、企業局は、基本的に利益を出さないことをやってはいけないようになってるわけですね。それはわかっていますけれど。けれど、あれを手放すのもまた大変だろうなど。手放すと県民も大変だろうなど、せつかく安くて、県民の健康のためにも。

これは、どうなんですか。むしろ、福祉保健部か何かに渡して、向こうのほうで運営するかそういうことを考えるときが来てるのではないかという気がするんですけども、どうなんだろう。

○田原経営企画監 おっしゃるとおり、今、経営的には非常に厳しい状況は続いていますけれど、新富町側にお願ひしますと言っても、やっぱりなかなかそういったノウハウというものを持っておられませんし、やはり企業局が今まで30年間やってきたという実績もございますので、企業局でやったほうが町側としてもありがたいというふうに思っているのではないかと考えております。

やはり、企業局がこの事業をやるということ

は、先ほどちょっとおっしゃられましたけれど、県民、特に高齢者の方の健康、福祉、そういったものとか、新富町側に対して毎年三千数百万円の経済波及効果とか、河川環境をきれいに保つといったことで、企業局として非常に貢献をしており、できるだけ企業局として事業を継続して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○井本委員 趣旨は私も認めるんだけど、企業局として、このもらった七十何万円が利益ということになるわけですか。そうでなくて、県にはほかにも利益が上がっているわけですか。

○田原経営企画監 利益につきましては、平成29年度までは何とか黒字でしたが、平成30年度につきましては、また今度の分科会で御説明いたしますけれど、赤字となっております。

○井本委員 もちろん趣旨は認めるし、県民の健康に資するということはすばらしいことだから、それをやっぱり持続させるためには、やはりもう少し違うことを考えないといけないときが来ているんじゃないかなと。そんな考えは全然ないんですか。

○田原経営企画監 指定管理者が今年度からモリタゴルフさんに変更されたということで、非常に頑張っておられます。例えば、新規利用者の開拓で、お試しチケットというのをつくりまして、地元の企業とかその他に数千枚配布して頑張っておられます。また、コースの管理につきましても、悪いところも手を入れられてかなり状態はよくなっております。

そういった状況で、今、非常に指定管理者の方も頑張っておられますので、企業局としても今やめるとかいう話は考えておりません。

考えるとすれば、次の指定管理者を選ぶのが5年後にやってまいりますけれど、そのときに

ずっと赤字であれば指定管理者として手を挙げるところがもしかしたらないかもしれない。そういった状況も出てまいりますので、今はとにかく頑張ってやっていきたいと考えております。

それと、済みません、太陽光のお話ですけれど、敷地の利用料につきましては、電気事業から地域振興事業会計に払っております、これは12万円程度となっております。

○蓬原委員 ゴルフ場利用税ですが、一回県に入って、新富町にたしか7割かありますが、この税の配分はどうなっていますか。

○田原経営企画監 ゴルフ場の利用税につきましては、今おっしゃられたとおり70%、地元の新富町に交付金として交付されております。金額は、平成30年度で大体260万円程度が新富町に落ちております。

○蓬原委員 70歳以上は税金はかからないんですか。

○田原経営企画監 70歳以上の場合は非課税となっております。

○蓬原委員 今モリタゴルフが頑張っているというだけのことだけれど、ゴルフをする人たちが非常に減っています。ゴルフ場に行くと大体70歳ぐらいの人ばかりなんです。平日は特に。本当、私たちがまだ若いぐらいです。ですから、やっぱりゴルフ人口をこれ以上目減りさせないようなPR事業も必要かな思っています。

ゼクシオ、売れ筋ナンバーワンですよ。それからスリクソン、これを都城でつくっていることを御存じですか。もう当然ですよ。前、商工観光労働部でこの話をしたら知らない課長さんがいっぱいいて、物すごい優良企業がここにあって、あれだけの売れ筋の、世界の、ミヤザキシャフトという、宮崎というのを世界に売り出しているところですよ。そういう立派な企業

があって、あのダンロップトーナメントやっているダンロップですから、そこにもかなりの雇用——ほとんどが手づくりですから、一回工場を見に行かれるといいと思うけれど、そこにはそれなりの雇用が生まれているわけなんです。だから、宮崎県の工業出荷額にも寄与しているわけで、間接的にはこのゴルフを振興することが、また経済循環という意味においても、やはりゴルフをすることによって地域振興のためにもかなり資するわけなので。

モリタゴルフさんですから、自分ところで物を売っていらっしゃるから当然頑張られると思うわけですが、やっぱりこういうゴルフ人口をふやすとか、こういうことのPR事業もモリタゴルフさんにもっと頑張ってもらいたい。これは、ゼロ予算、予算が要るかもしれませんが、必要なことかなと。間接的に、ソフト事業として、そんなことを感じているところです。

願わくば、企業局の施設ですから、企業局の皆さんは100%ゴルフをされるように、意見として申し上げておきたいと思いますが、局長、何か御意見があれば。

○函師企業局長 御指摘のとおり、最近ゴルフ人口が随分減ってきております。その中で、さらに高齢者の方が割合的にふえております。ですから、指定管理者としてはなかなか収入が上がりにくい、そういう状況になっていることは確かです。

特に今年度、昨年もそうですけれど、雨の日が非常に多くなっております。きょうも雨になってはいますが、週末になると雨が降るといった状況が続いておまして、なかなか利用者がふえにくい状況ではございます。

また、先ほどのモリタゴルフが、もともとゴ

ルフ用品の販売を手がけていらっしゃるんですけども、そういったユーザーの方々を通して、例えばお試しチケット、割引チケットというのを今までのユーザーの方々にお配りして、少し割引で利用していただく。そういうことで、利用者数を新たにふやす取り組みもやっていただいております。

そういうことで、モリタゴルフさんも一生懸命やっていますし、我々企業局の職員も一緒になって利用者数の増加に向けて頑張りたいと思っておりますので、常任委員会の皆様方、県議会の皆様方におかれましても、機会がありましたら御利用いただきますようよろしくお願いいたします。

○蓬原委員 協力する気持ちはいっぱいあるんです。

それで、コンペのことが出ていますけれど、コンペが一番、コース利用には効果があると思います。幹事さんが場所と日にちと決めてやるわけですから、これを場所は一つ瀬川でやるんだよということにすると、必然的にそこにみんな行くわけですから、もっともこのコンペをいろいろ企画されて一つ瀬にお客さんを誘導していくと。1回行くと、やっぱり人間というのは不思議なもので、私も多少なりともゴルフをしますが、またそこに行って何かそのときの失敗を取り返してみたいかな、攻略とか、下手は下手なりのそういう気持ちになるものであって、今はどうしても目がよそのほうに行っているかもしれないので、そういう集客効果とか、狙ったコンペの開催というのは必要じゃないかなと思っています。

ぜひ、企業局の企画によるコンペをいろいろやっていただくといいかもしれないですね。またよろしく。

○日高委員 時間がないところで、済みません。

この206ページの総合評価のところは、活動、財務、どちらもCとなっていますけれども、これはやっぱり、台風の関係とか、営業利益が上がらないとか、そういうことでのC評価になっているのでしょうか。

○田原経営企画監 活動内容、財務内容がCということについては、やっぱり利用者数が少なく財務内容も悪くなったということで、Cとさせていただきますいております。

○日高委員 上のほうの自己評価のところでも7,002人ですか、これが去年からすると2,836人減ったということですが、これは一ツ瀬とこっちの大淀とありますけれども、やはり大淀の数字は常にちゃんとかまれていますか。

というのは、娯楽施設ですから、あっち行こうかこっち行こうか、やっぱり選ぶわけですので、常にその2つが対比されることになりまから、こちらの状況をよくつかんでいないと、こちらは入っているけれどこちらは伸びていないという状況になるとまずいなと思います。この辺のところはどうなのでしょう。

○田原経営企画監 直接的には、ほかのゴルフ場の利用者数というのは把握はしておりません。そこは、感じとして、ああきょうは入っていたとか、そういった感じで見るといいでございます。

○日高委員 最後にちょっと一つ要望ですけれども、さっき井本委員も言われましたが、やっぱりゴルフ関係は、高齢者の関係が一番の大きな問題になりますので、できたら、公営企業ですから、こちらの大淀とは違った、何か特化したような感じで、高齢者の方は向こうに行ったら物すごく、安くなるわけじゃないけれど、そういったイメージで何か事業としてやってもらえ

るといいかなど。

そこで元気に楽しまれることもそうですけれども、それができる人は、健康であり、医療費を使わない、介護にならない、そういうところに直結してくるわけで、さっき言われたように、やっぱり福祉部門と何か連携をしながら、新しいイメージで特化できるような、そういう意味で頑張ってもらいたいと思っています。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

午後は1時10分再開といたします。

暫時休憩します。

正午休憩

午後1時9分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○日隈教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、お礼を申し上げたいと思います。昨日開催されました第74回国民体育大会結団壮行式に際しましては、丸山議長及び渡辺委員長に御臨席いただき、まことにありがとうございます。渡辺委員長からは頑張るぞ三唱をいただきまして、選手団一同気合が入ったところでございます。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、早速でございますが、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」、議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第12号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の3件であります。

次に、下の報告事項といたしまして、家庭教育を支援するための施策の実績等、平成30年度分について御説明いたします。

さらにその下でございますが、その他報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、2つ目に、第43回全国高等学校総合文化祭の結果について、3つ目が、令和元年度全国高等学校総合体育大会の結果について、そして最後になります。令和元年度全国中学校体育大会の結果についての4件を御報告させていただきます。

それでは、議案について御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

初めに、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

表の下になりますが、太線で囲んでありますところが3カ所ございますけれども、その一番上のほうになりますが、太枠の一般会計の合計の欄をごらんください。

今回、350万円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の合計はその2つ右になりますけれども、右の欄に示してあります1,082億9,544万4,000円であります。

私からの説明は以上でございますが、詳細につ

きましては、この後、引き続き担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**渡辺委員長** 教育長の内容説明が終了しました。

議案についての説明を求めます。

○**児玉高校教育課長** 常任委員会資料の2ページをごらんください。

五ヶ瀬中等教育学校、生徒寮改修事業についてであります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、五ヶ瀬中等教育学校の入学者選抜について、昨年度の県議会で御意見をいただき、同校の募集人員についての見直しを検討してきた結果、来年度より男女同数の定員を設けることといたしました。

これを受けまして、今後、収容人数の不足が見込まれる女子寮の改修を行うものであり、今回は設計費について補正をお願いしております。

続いて、2の事業の概要ですが、予算額は350万円、財源は全額一般財源であります。事業期間は工事期間を含めまして、令和元年度から令和3年度までの3年間を予定しております。事業内容については、女子寮の収容人数を現在の109名から120名にする必要があることから、今年度中に設計を行い、来年度から2年かけて工事を行う予定としております。

最後に、3の事業効果ですが、見直し後の定員を収容できる施設が整備され、必要な教育環境を確保することができると考えております。

説明は以上であります。

○**黒木教職員課長** お手元の常任委員会資料3ページをお願いいたします。

議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、御説明いたし

ます。

まず、1の条例整備の理由についてであります。参考にごさいますように、特別職非常勤職員や臨時的任用職員の任用要件の厳格化、一般職の非常勤職として、新たに会計年度任用職員制度を創設するなどの規定が追加された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されます。これに伴い、本県においても会計年度任用職員制度を導入することから、関係条例の改正を行うものであります。

次に、2の条例の内容についてであります。

会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員の勤務時間や退職手当の支給に係る規定等の整備を行うとともに、改元に伴う元号の修正等を行うものであります。

資料3ページから4ページにかけて、改正を要する条例を記載しておりますが、そのうち教育委員会が所管しますのは、8、9、10、13の市町村立学校職員に関する4つの条例でございます。

なお、県立学校職員につきましては、知事部局所管の各関係条例におきまして、所要の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。

令和2年4月1日に施行することとしておりますが、改元に伴う元号の修正等、一部規定につきましては、公布日から施行としております。

説明は以上でございます。

○酒井特別支援教育課長 常任委員会資料の5ページをお開きください。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

1の改正理由であります。県立都城きりしま支援学校の分校である小林校の本校化に伴い

まして、必要な改正を行うものであります。

続いて、2の改正内容及び施行期日について説明をいたします。

別冊資料の令和元年9月定例県議会提出議案の75ページをお開きください。

新旧対照表の形式になっておりまして、改正する部分に下線を引いて示しております。

第2条関係ですが、令和2年4月1日付で、別表第1から「県立都城きりしま支援学校小林校小学部」「同小林校中学部」「同小林校高等部」を削除することとしております。そして、別表第1に「県立小林こすもす支援学校」「同小学部」「同中学部」「同高等部」を追加する予定としております。

なお、県立小林こすもす支援学校は、小学部、中学部、高等部の所在地が異なっていることから、初めに県立小林こすもす支援学校と示し、その後同小学部、同中学部、同高等部とし、それぞれの位置を示しております。

常任委員会資料の5ページにお戻りください。

3の県立小林こすもす支援学校の概要であります。1の学校の位置につきましては、小学部、中学部、高等部それぞれの住所を示しております。

(2)の校名選定につきましては、1つ目の丸印でお示ししてありますように公募を実施し、その結果も踏まえ決定いたしました。

選定の理由につきましては、そちらに3つお示ししているとおりでございます。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑がございましたらお願いいたします。

○有岡委員 2ページの五ヶ瀬中等教育学校の

改修事業の関係なんです、公の施設の考え方に共通すると思うんですけども、設計委託を今年度やるということですが、実際に寮の中に男女が同じ数いらっしゃる中で、よくトイレ利用の話をするんです。実際、男子の面積と女子の面積は同じで設計するんですが、女性は、いつもいろんな行事を見ると列がつながって、長く時間がかかってしまうような姿があって、男子が1のときは女子は2ぐらいあったほうがいいとか、いろいろ話は聞くんですね。

ですから、今後、公の施設をつくるときに、そういった実態に合った設計を位置づけながら計画していくといいと思うんですが、今回の場合はそういった要望とか寮の実態にあった設計の話があるのか、そこをお尋ねします。

○児玉高校教育課長 今年度、設計に入りますけども、洋式化や、今、委員がおっしゃられたことを含めて、設計の段階で検討できればと考えております。

○有岡委員 よろしく申し上げます。

○渡辺委員長 ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○新生涯学習課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績等について御報告いたします。

1の報告の根拠であります、平成28年に施行されました宮崎県家庭教育支援条例によるものであります。

第18条(年次報告)で、「知事は家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について毎年度議会に報告し、公表するものとする」とあり、施策のとりまとめ等の事

務は教育委員会が中心となって進めることとなっております。そのため、今回の常任委員会において報告するものであり、本年度で3回目となります。

2の報告の内容であります、平成30年度に実施しました施策の実績について、条例第11条から第16条に示された6つの条文に沿って整理をしております。

別冊の令和元年9月定例県議会提出報告書の家庭教育を支援するための施策の実績(平成30年度)についてを御用意ください。

2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

平成30年度に実施した施策の実績は、全部で15課室48事業、このうち再掲は13でございます。それらを条文ごとにとりまとめ、表の2列目から担当課室名、事業名、取り組み、平成30年度の実施状況等として示しております。

それでは条文に沿って主な事業を御説明いたします。

1ページの第11条、親になるための学びの支援については、6課室6事業でございます。

2番の生涯学習課の取り組み、宮崎家庭教育サポートプログラム普及事業におきましては、進行役となるトレーナーを6講座に派遣し、将来親となる中学生、高校生等を対象に、親の立場や自立した大人について考えるプログラムを実施しました。

2ページの第12条、親としての学びの支援については、4課4事業でございます。

9番のこども政策課の未来みやざき子育て県民運動推進事業におきましては、育児を行う父親等を対象に、家事、育児教室を子どもの年齢ごとに実施しております。そのうち、乳幼児向け講座を県内3会場において実施し、168名の参

加がありました。

次に3ページをお開きください。

第13条、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化については、7課12事業であります。

13番の人権同和教育課の取り組みにおいては、スクールカウンセラー44名を県内中学校83校、県立高等学校4校に配置しました。臨床心理の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施することにより、児童生徒の心のケアやその保護者等に適切な助言を行うことができました。

5ページをお開きください。

第14条、人材の養成等については、4課室5事業ございます。

26番の障がい福祉課の発達障がい者家族相談員養成等事業におきましては、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障がい者の子育ての経験がある方が相談や助言を行うペアレントメンターを18名養成しております。

6ページの第15条相談体制の整備、充実等については、8課10事業ございます。

28番の教育政策課と人権同和教育課の取り組みでは、教育研修センター「ふれあいコール」を設置し、子育てやいじめ、不登校等の問題に関する相談への対応を行いました。相談件数は延べ1,611件となっております。

8ページをお開きください。

第16条、広報及び啓発については、7課11事業ございます。

42番の福祉保健課の取り組みでは、進学、就職に関する支援制度の周知を図るため、「桜さく成長応援ガイド」を作成し、県内全ての中学生、高校生及び教育機関、福祉事務所等に8万部配

付いたしました。

30年度の総括としましては、条文、条項に沿った施策について一覧表にまとめ、県の家庭教育支援に係る施策について、全体像を把握することができました。それに加え、関係課室の長及び担当者の会議を開催し、互いの事業を知り、情報交換することで、県の家庭教育支援を目的とした体制整備の推進につながったと考えております。

常任委員会資料の6ページにお戻りください。

3、その他の令和元年度に実施する施策の状況(事業一覧)と、全県的な家庭教育支援の推進体制について説明いたします。

7ページをお開きください。

令和元年度に実施する施策の事業一覧でございます。17課室50事業を条例第11条から16条までの各条文にまとめております。

次に、8ページをお開きください。

全県的な家庭教育支援の推進体制を示しております。

関係課室長を構成員とした推進会議を初め、令和元年度の推進体制を示しております。

今後も、部局の垣根を越えて関係課室と相互の事業について理解を深め、効果的な施策を実施するとともに、これまでの取り組みをさらに進め、県民みんなで家庭教育を支える体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終了しました。質疑がありましたらお願いいたします。

○有岡委員 先ほど説明がありましたペアレントメンターが18名ということで、これは障がい福祉課が所管してらっしゃるようですが、発達障害にもいろいろな障がいがあるわけですが、この18名の内訳がもしあれば教えてください。

○**新生涯学習課長** ペアレントメンターにつきましては、障がい福祉課の所管ではございますが、この事業につきましては、県の社会福祉事業団に委託して事業を行っております。残念ながら、その詳細については把握してはおりませんが、延岡市、宮崎市の2会場で各2日間、講義やロールプレイによる研修等を行っているようであります。

これまでのペアレントメンターの養成状況につきましては、平成30年度末の累計養成数が149名と報告をいただいております。

○**有岡委員** 発達障害に関して、例えば親御さん方にそれを理解していただくことが、学校現場では大変苦勞すると聞いています。そういった意味では、校長先生たちも含めて、この発達障害の対応の仕方を、こういった経験者の中から学ぶことは大切だと思いますし、経験者の中には親の会をつくって、いろんな活動を幼児期から社会人になるまでつながっていくような取り組みをやっているグループがありますので、学校現場とうまくリンクされると適切なアドバイスができるんじゃないかなと思うんです。そこら辺もぜひ今後のつながりとして検討いただければと思っております。要望です。

○**渡辺委員長** ほかいかがでしょうか。

家庭教育を支援する家庭教育支援条例は議発の条例として議会がつくって出して、その議論の中でも、部局を越えて県がやっている施策を俯瞰して見る必要性があって、こういう報告もいただくようになったかと思うのですが、数年、その取り組みが続いてきた中で、そういう視点で、教育委員会にとっても新たな気づきであったりとか、部局を超えた部分での連携に何か資するようなどころがあるように受けとめていらっしゃるでしょうか。最後の答弁でも、

若干そういう話はありませんけれども、一言伺います。

○**新生涯学習課長** まず、私どもの一番の気づきという部分では、全庁を挙げて家庭教育支援の事業の見える化が図られたということ。また、私どもが養成しました指導者を部局の事業に派遣したりといったような連携がとれたことも、成果として上げられるのではないかと思います。

先ほどもございましたが、教育委員会だけの取り組みでは家庭教育の支援はできません。今後、それぞれの関係各課が集まる会議等もごございますので、その中でこれまでの成果、そして、今後さらに力を入れるべきところも含めながら検討して、さらに家庭教育支援を推進してまいりたいと思っております。

○**渡辺委員長** 個別の事業の話で、所管がどこかわかりませんが、桜さく成長応援ガイドを何年か前からつくられたかと思うんですけれども、記憶では中学2年生とかと高校2年生でしたか、そういう時期を控えた県内の学校の該当する生徒さんたち全員に配付するという事業だったと思っているんですが、大変わかりやすい整理で役に立つ中身だったなと思っていて、いろいろお話があったときにもこれ1冊見るといいですよという話をすると、大変理解も深まっていた中身になっていると高く評価しているんですけれども、今、8万部という御説明だったかと思うんですが、それで全部足りて、なおかつ当事者でなくても必要な人たちに行くような状況になっているか確認をさせていただければと思います。

○**日隈教育長** これは済みません、私、福祉保健部長をやっておったんですが、そのときにつくって、8万部までふやしていったところ。委員長からお話があったとおり、中学2年生、

高校2年生だけでなく——それだけだったら1学年は大体1万人ぐらいですので足りるわけですが、いろんな機関に配付して、狙いは貧困の連鎖を断ち切るということが一つありました。家庭においてどんなに貧困であっても、やはり進学、資格を取得して、しっかり自立していく、そういう子どもたちにといいことでいろんな情報を、最初は中身が固い冊子だったんですが、それを全て漫画化してわかりやすく、子供たちに理解しやすいようにつくって、非常に好評な状況です。例えば子ども食堂とか、そういったNPOにも配布しまして、そういったところに見える子どもさん、それに対してお兄さん、お姉さんである大学生であるとか、そういった人たちからわかりやすく将来像を語っていただき、いろんな支援制度を教えてあげて、しっかり進学、資格取得、そういった道を選ぶようにといいことで進めているところです。

記載のとおりいろんな機関に配付しているので、こういった部数までふやしていったら、最初は二、三万部ぐらいだったと思いますけれども5万部にして8万部と、改訂版で徐々にふやしていったらという状況であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。ほかございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中嶋教育政策課長 それでは、常任委員会資料の9ページをごらんください。

教育に関する事務の点検及び評価についてであります。

まず、1、概要にありますように、この報告は地方教育行政法第26条の規定により、県教育委員会が行います教育に関する事務の点検及び

評価につきまして、この結果を報告書として議会に提出するとともに公表するものであります。報告書はお手元に別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

2、点検評価報告書にありますように、まず第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委員の活動状況をまとめております。

第2章では、全ての施策23項目それぞれの状況について、管理指標の実績や取り組み状況などをもとに施策の進捗状況等についての分析と、今後の方向性を示しております。

また第3章では、外部有識者の意見として、大学教授や教育関係者等で構成する有識者会議を実施し、客観的な視点からいただいたさまざまな御意見を記載しております。

第4章は、総括として、各施策及び施策の目標ごとの評価を行い、目標ごとに取り組み状況や今後の方向性をまとめております。

次のページをごらんください。

10ページになりますけれども、こちら資料がただいま申し上げました第4章の総括になります。

1、評価の基準に示しておりますように、評価は管理指標の達成度の評価及び関連する取り組み状況を参考に、A、B、C、Dの4段階で行っております。

2、各施策の取り組み状況と評価につきましては、施策及び施策の目標ごとに評価を示しております。評価の欄の括弧書きが前年度の評価となります。

その内容につきまして、5つの目標ごとに昨年度と評価のかわった施策を中心に御説明いたします。

まず、施策の目標1の評価は、ごらんのとお

り、施策3が開かれた学校づくりの関係ですけれども、CからBへ上がっております。これは表の下の括弧書きでありますけれども、監事指標及び取り組みの状況にありますように、コミュニティースクールの設置等に関する取り組みの充実が図られていることを評価した結果であります。

目標全体の評価も前年度同様Bとしております。

今後の取り組みとしましては、その下のかぎ括弧にありますけれども、評価を踏まえた今後の方向性等にありますように、コミュニティースクールの設置が努力義務化される中、本県では県立5校をモデル校に指定しました。こうした取り組みの進捗状況を踏まえながら、開かれた学校づくりの一層の推進を図ってまいります。

次に、その下の施策の目標2の評価につきましては、施策の6、BがAに上がっております。これは管理指標にもあります個別の教育支援計画の作成の割合が前年度の実績を上回り、高等学校においては100%の作成となったことなどによるものであります。

また、施策の7は、AからBに下がっております。人権が尊重されている学校になっていると思う児童生徒の割合が小学校と高校において、前年度をやや下回り、目標値に届いていないこと等が理由であります。

目標2の全体の評価は、前年度同様Bとしております。

なお、施策の2と4にあります確かな学力と健やかな体を育む教育の推進について、前年度に引き続きC評価であることから、今後につきましては、「わかる」「できるまで教える」という授業改善ポイントについて、引き続き各学校への周知徹底を図ることやキャリア教育を土台

とした学力向上マネジメントプランの推進など、確かな学力を育むための取り組みを推進してまいります。

また、健やかな体を育む教育につきましては、各学校の実態に応じた体力向上プランの作成とそれに応じた授業改善等を推進しながら、体力に関する全県的な課題への継続的な取り組みを進めてまいります。

次のページをごらんください。

施策の目標3の評価につきましては、施策2及び施策3がAからBに下がっております。

理由としましては、管理指標において、公立学校における産業界等と連携したキャリア教育に取り組む学校の割合が目標値に届かなかったことなどが上げられます。今後も引き続き、地域、家庭、学校が連携したキャリア教育の推進を図ってまいります。

施策の目標4に移ります。

施策2の評価がAからBに下がっております。理由としては、管理指標にある防災に係る学校、家庭、地域の行動連携等の実施率が基準値は上回ったものの、目標値を下回ったことなどが上げられます。

そこで、目標4の全体の評価は、前年度同様Bとしております。

今後は、将来の地域防災の中心となる人材育成を目指し、高校生が安全な社会の形成者としての意識を高める取り組みや、県立学校において、学校安全のかなめとなる中核教員の育成を図ってまいります。

最後に、施策目標5につきましては、施策1がBからAに上がっております。これは公立図書館の年間貸し出し数や県立図書館の利用者からの照会等のレファレンス件数が目標を上回ったことなどを評価した結果であります。

目標5の全体の評価は、昨年同様Bとしております。

今後は、特に施策3のスポーツの振興が昨年同様C評価となったことから、働き盛り世代、子育て世代を中心にSALKO等のツールを活用し、ウォーキングの普及など1130県民運動の全県的な推進を図ることとしております。

常任委員会資料の9ページにお戻りいただけますでしょうか。

そこの一番下の3の作成経過及び今後の日程でございますが、本日ここで御報告させていただきまして、来月には県のホームページ等で公表する予定としております。

説明は以上でございます。

○児玉高校教育課長 資料をおめくりいただきまして、12ページをごらんください。

7月21日から8月1日までの期間に開催されました第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会の本県高校生の結果について御報告いたします。

本県からは290名の生徒諸君が18の部門に参加しました。そのうち上位入賞を果たしたのは書道部門、放送部門、将棋部門、弁論部門の4つの部門で、1団体5個人であります。

まず、書道部門におきまして、宮崎南高校3年の野崎優美さん、高千穂高校3年の一山藍理さんが特別賞を受賞いたしました。放送部門では、アナウンス部門において宮崎第一高校3年の中倉葉香さんが優秀賞、また4部門の全体成績において、宮崎県が文部科学大臣賞を受賞いたしました。

この文部科学大臣賞につきましては、右側13ページの上から4つ目の放送のところの右側にありますように、*アナウンス部門、ビデオメッセージ部門、オーディオピクチャー部門、アナウンス部門に参加した宮崎大宮、宮崎第一、宮

崎南、五ヶ瀬、本庄、延岡星雲の各校の成績を総合したものであります。

それでは、12ページにお戻りください。

将棋部門においては、宮崎大宮高校2年の清水将馬くんが男子個人第5位、弁論部門において宮崎西高校3年の谷口日奈子さんが優良賞を受賞しております。

本県の生徒たちは、日ごろから学業と両立を図りながら、積極的に文化芸術活動に励む全国の多くの高校生とともに交流を深めながら、将来につながる貴重な経験を積むことができました。教育委員会といたしましても、今後とも高校生の芸術文化活動を支援してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○萩尾スポーツ振興課長 資料の14ページをお願いいたします。

令和元年度全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。

本年度の全国高校総体は、南部九州4県、宮崎、鹿児島、熊本、沖縄で行われました。本県でも9競技を開催し、大変盛況のうちに無事終了したところでございます。

まず、最初の表にあります団体についてありますが、本県、宮崎市で開催されました1、少林寺拳法において、都城工業高校が男子団体演武で優勝、また同じく宮崎市で開催されました2のボクシング競技におきまして、日章学園高校が学校対抗で2位、都城市で開催されました3、弓道競技におきまして、宮崎商業高校が女子団体で2位に入賞するなど、全体で9競技12種目が入賞を果たしました。

次の表の個人におきましては、1、陸上競技、女子走り幅跳びにおきまして、宮崎商業高校の

※次ページに訂正発言あり

神田あやの選手が2位に入賞するなど、全体で12競技31種目が入賞を果たしております。

15ページをごらんください。

中段のベスト8以上、入賞者数及び団体数がありますが、一番右側、令和元年度の合計欄にありますように団体と個人の合計で43となっております、この4年間で2番目によい結果となっております。

次に一番下、第1回全国高等学校野球選手権大会の結果についてであります。

夏の甲子園初出場の富島高校であります、1回戦で福井県代表、敦賀気比高校に残念ながら1対5で敗れております。

次に、資料の16ページをごらんください。

近畿ブロックで開催されました令和元年度全国中学校体育大会の結果についてであります。

まず、最初の表にある団体についてであります、1、サッカー競技男子におきまして、日章学園中学校が2年連続4度目の優勝、同じく宮崎日大中学校が3位、3、ソフトボール競技男子で、門川中学校が5位入賞を果たしております。

次の個人におきましては、柔道競技、女子44キログラム級におきまして、宮崎日大中学校の福永葉子選手が3位入賞を果たしております。

ベスト8以上入賞者数及び団体数については、一番右側の令和元年度の合計にありますように、団体と個人の合計で4となっております。

また、参考として資料に掲載しておりますが、全国中学校空手道選手権大会の女子組手個人におきまして、富田中学校の木屋尾春菜選手が5位、全国中学生弓道大会において、男子団体の妻中学校、女子団体の三股中学校がともに5位、男子個人の元野晃佑選手が4位に入賞しております。

今後も本県競技力向上対策を充実させ、さらなる少年競技力向上のため、各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○児玉高校教育課長 済みません。先ほど、高総文祭の報告のところ、放送部門の文部科学大臣賞の説明で、13ページの右側ですが、アナウンス部門を二度申し上げました。正しくは、アナウンス部門、朗読部門、ビデオメッセージ部門、オーディオピクチャー部門、この4つの部門に参加した高校生の総合成績でございます。申しわけありませんでした。

○日高委員 11ページの下から三、四行目ですけれども、先ほど申されましたように、スポーツの振興の部分がCということで去年もかわらないということですね。やっぱり私たちの年代からすると、宮崎は平成の初めのころからスポーツランドというイメージで、ずっと考えてやってきましたので、競技力はなかなか向上しないなどというのはあるんですが。やはりこの課題にありますように、働き盛りの子育て世代ということで、皆さんの世代のこの働き方改革ですね。これと物すごくマッチしてくる部分があるわけで、この辺をやっぱり根本的に直していかないと、総合的な競技力は絶対上がってこないと思うんですけれども。その辺については、根本的にどういう将来像を目指されているのか。

○萩尾スポーツ振興課長 まず、この運動実施率の話を見せてもらいますけれども、別冊の51ページを見ていただくとありがたいのですが、そこのスポーツの振興施策の3、施策に関連するデータということで、やはり30代あたりが一

番運動実施率が低いというデータがございます。家庭でも子育てで非常に忙しい、仕事もということでもありますので、そういうところも考えまして、一つはSALKOということで、ウォーキングに焦点を当てて、気軽にいつでもどこでも誰とでも歩けるということで、スマートフォンのアプリを開発いたしまして、ウォーキングの普及に取り組んでいるところでございます。

今、企業さんとの連携等も考えておりまして、イオンの中に、実はこのSALKOを使ったウォーキングコースも設定をしていただきまして、啓発に努めていたり、また総合型クラブでありますとか、市町村の任命するスポーツ推進委員の方々、そして市町村の方々、そういうところともリンクして、ぜひウォーキングを中心に普段の運動をやりましょうということで取り組んでいるところであります。

また、県民総合スポーツ祭も充実していきたいと思っておりますし、いろんな形で運動実施率のほうを高めていきたいということで取り組んでいるところでございます。

○日高委員 この問題は教育委員会だけではなくて、働き方改革の根本的なところだと思いますので、その辺は総務部とも一緒に、全庁的にやってもらわなくてはいけないと思います。

ノー残業デーは水曜日ですか、できれば帰りに皆さん、1時間ぐらいグラウンドに寄って帰りましょうというような、そういう運動もぜひ職員の皆さんにも勧めていただきたいと思えます。

○井本委員 施策の目標で、10ページに確かな学力とか豊かな心とか健やかなとか生きる力とかいろいろ書いてあるんですけども、自分の経験的に思うのは、やる気にさせるという、これがやっぱり一番。そして、何か物の本によると、

それが一番どこをどうしていいかわからないところでもあるらしいですね、このやる気にさせるというのは、人それぞれボタンが違うというところもあるらしくて。その辺をやっぱり本当にやる気にさせるボタンをどっか、人それぞれ個性によって違うからなかなかどういうふうにさせたらいいかわからないけれど、しかしどこか意識して、教育する者はそういう意識でもってやる気にさせる、意識しているかしていないかでやっぱり大分違うんじゃないのかと、私はそんな気がするんです。

だから、例えば、この中でいえば生きる力というのが書いてあるけれど、確かに生きる力とやる気というのは似ているけれどちょっと違うような気がするし、やっぱりその辺の指標というものも一つ別につくってもいいんじゃないのかなという気はするんだけど、どうでしょうか。

○中嶋教育政策課長 貴重な御提言ありがとうございます。確かに、やる気を出させれば、子供は本当に一人で伸びていくというか、この特効薬があれば先生の役割も大分軽くなるんじゃないかと思えます。

今の指標としましては、そういった先生の取り組みはいろいろあるんですが、やる気を切り口とした評価はないんですけれども、教育振興基本計画をことし改定しまして、指標についても今後検討してまいりますので、そういった観点も加味しながら、検討してみたいと考えております。

○井本委員 よろしく申し上げます。

今、日本が失われた30年という、もう20年が過ぎて30年になりそうなんだけれど、どうも労働生産性が伸びていないんだよね。いろいろと調べてみると、ベンチャービジネスが育っていない。もちろんシステム的に欠陥があるのも大

体わかってきたんだけど、やっぱり今、勇気を出して新しいものに取り組むような、そういう若い人たちが非常に少ないという、システム的にちょっと問題があるんだろうなという気はしているんだけど。それを教育的にも、自分の人生をチャレンジするんだというような、そういうやる気のある若者を、人間をやっぱり育てていかないと、日本は、このままでは、はっきり言って、もう韓国と余り変わらなくなるよと、個人的に。GDPなんか、恐らくそのうち抜かされるだろうと言われるけれど。本当に真剣に考えないといけないときが来るとるんじゃないかと思うものだから、ひとつよろしくお願ひします。

○有岡委員 教育委員会の点検・評価の32ページの中からお尋ねします。

実績値や目標値がありまして、ふるさとが好きだと思う児童生徒の割合ということで、小学生の目標値が96.8で実績に近いんですが、高等部が実績87.4%に対して目標が97.5と、高等部が特に高いですが、何かそこに狙いがあるのかどうか、まず教えていただきたいと思います。

○児玉高校教育課長 今、高等学校でもコミュニティ・スクールを初めとした地域との連携ということで、さまざまな事業に取り組んできております。そういったところを見通しまして、今後地域を知る、郷土愛を育てるところが、さらに進展していくのではないかと考えておまして、このような目標値を立てております。

○有岡委員 わかりました。これは、87.5ではなく、97.5でいいんですね。間違いはないですね、目標の割合からするとどうかなという気がしているんですが。

○渡辺委員長 どなたか御答弁がありますか。

○有岡委員 それでは、次の質問をさせていただきます。

このふるさと宮崎を学ぶというか、誇りとか愛着を育む教育の推進がBということで、僕は、神話のふるさと、そして宮崎をもっともっと全国に広く知っていただきたいなという思いが強いものですから、神話とか民話というものを取り込んでいращる事例を見ると、県立図書館でやっていますという紹介があるんですが、例えば学校の図書室に、神話の漫画とかいろいろ種類があるんですけども、そういったものを常時置いていただくような取り組みも必要だと思っています。

私ごとですが、オーストリアの日本人学校に行ったときに、日本の神話という本を持って行って、ぜひ学校に置いてくださいと行って提供したことがあるんです。例えば、宮崎出身の先生が海外に行ったときには日本の神話を持って学校に行って、帰ってくる時はそれを置いて帰るとか、何かそういう地道ですけども、宮崎が日本の神話のふるさととして、そういった広く取り組むような仕掛けが必要かなと。それを小学校、中学校また高等学校までいろんな形で広げる中で、宮崎のポテンシャルがもっともっと高くなるような気はしているんですが、その誇りを育てるための仕掛けをもっともっと工夫していいんじゃないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○東義務教育課長 誇りを育てる教育ということで、先ほど教育政策課長からもありましたが、来年度の学力向上の取り組みの中で、キャリア教育を土台とした取り組みということで、これまで学力向上とキャリア教育に取り組んではいたんですが、その関連を持たせて、どんな大人になりたいとか、どういう郷土にしたいか

と。それが小中学校からは、どんな高等学校等に進学していきたいのかといった自分のふるさとに愛着を持ってそういう取り組みをしながら、その意欲を学力に結びつけていく取り組みをやっていきたいと思っております。

その中で、先ほどございましたが、図書館の本等もやはりふるさとに関連したものを置いてもらうような呼びかけも必要ではないかなと感じたところであります。

○渡辺委員長 さきほどの数値はそのとおりでいいということによろしいですか。

○中嶋教育政策課長 先ほど御指摘いただきました数字ですが、目標としましては97.5で間違いありません。先ほどもありましたけれども、非常に高い目標を掲げております。基本計画の改定に合わせて、この辺の指標の目標の設定の仕方とか、また検討させていただきたいと考えております。

○渡辺委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で、何かございますでしょうか。

○井本委員 この前、学力調査の結果を勉強会でも見たけれども、あのとき聞けばよかったですが、あれは確かな学力というか、その辺までも見ている試験なんですか。

○東義務教育課長 確かな学力ということ成形にしたものが、今回の全国学力・学習調査だと認識しております。

○井本委員 そうすると、もう一つ、生きる力はどうですか。

○東義務教育課長 生きる力を育むための基礎となるような学力、確かな力ということで、直接生きる力をはかるというわけではなくて、そのための確かな学力だと認識しております。

○井本委員 やはり、あのような学問的な頭だけの力ではなくて、根性というか、人とのコミュニケーションとか、そういういわゆる見えない非認知能力はあの中には出ないわけです。出たら非認知能力とは言わず、出るから認知能力なんだけれども。やはり、そういう非認知能力のほうがむしろ社会に出たとき、あのような学問の頭の力だけでは、本当に、実際成功している人たちはどちらかというところ、そういう非認知能力のほうが大きいわけだから、私は余りあんなの気にしなくてもいいんじゃないのかなと思ってるのだけれども。

しかし、非認知能力の教育もやらない、認知能力の教育もやらないでは、また困ったものだから、やはりどちらも——もちろん認知能力も必要なんだけれど、非認知能力のほうがより重要だということを認識して、ぜひとも。でない、日本がこうやって何度も言うように押されているのは、やっぱり非認知能力が弱いのではないかなと私はこのごろ思っているんです。第二次世界大戦で負けていった人の昔の本を読むと、やっぱり指導者はどうも頭の上、陸軍大学校とか何とか大学校、いろんな大学校などあっても、何か順番で、頭のよさだけで配列して、結局その連中は逃げていくという。そういうものを読むと、やっぱりそんな頭のよさじゃなくて、本当の根性みたいなものが、必要な時代がまた来たんじゃないのかなという気がしてしょうがないものだから。非認知能力にひとつ力を入れて頑張っていたきたいと思っております。

○安田副委員長 県の高校教育の関係で少し聞きたいことがあるんですけども、県の運営する学生寮がありますが、県内には何箇所ぐらいあるんですか。

○本田財務福利課長 県内6カ所ございます。

学校の生徒寮でしょうか。それとも地区の生徒寮でしょうか。

○安田副委員長 県では運営していないんですか。

○本田財務福利課長 奨学会というところがありまして、そちらに委託しております。それぞれの寮について管理校がごぞいます。

○安田副委員長 延岡に2カ所ほどあると思うんですが。

○本田財務福利課長 延岡には、第一地区生徒寮、第二地区生徒寮、2つございます。

○安田副委員長 建設が何年ぐらいにされたか、今わかりますか。

○本田財務福利課長 延岡第一、第二ともに、昭和44年の設置になっております。

○安田副委員長 ちょうど50年ほどたちますよね。県北の議員さんたちと議論することがあるんですが、なかなか古い建物になっていることでありまして、その中で東臼杵郡とか西臼杵郡から大分出てきていると聞いたんですけども、大体その割合がわかれば教えてください。

○本田財務福利課長 平成31年4月10日現在で、全体で301名になっております。延岡第一生徒寮が82名、延岡第二生徒寮が50名となっております。

入郷につきましては、延岡第一が23.2%、延岡第二が34.0%になっております。

○安田副委員長 入っている生徒数との割合ですか。

○本田財務福利課長 全体の入郷地区が、第一が23.2%と……。

○渡辺委員長 ちょっと、もう一回整理しましょうか。

○安田副委員長 済みません、今じゃなくてい

いですので、この第一と第二のどこから出身者が入ってきているのかというのをわかれば、後日でいいです。

○本田財務福利課長 第一生徒寮が延岡市内が16名、第二生徒寮、延岡が同じく4名。そして、美郷町が、第一生徒寮が10名、第二生徒寮が2名、諸塚村が、第一生徒寮4名、第二生徒寮7名、そして椎葉村が、第一生徒寮5名、第二生徒寮8名となっております。

○安田副委員長 その中で、この学生寮にエアコンはついていないと聞いたんですけども、その状況についてはどうなんでしょうか。

○本田財務福利課長 確かに、第一生徒寮、第二生徒寮、エアコンがついておりませんが、第二生徒寮につきましては、昨日、配管の入札がありまして、配管をやる予定です。第一生徒寮につきましては、来年度、令和2年度に、約5,000万円ぐらいかかるんですけども、予定しております。本年度の予算の都合によりましては、受変電設備の設置を考えておりますけれども、予算次第ということになっております。第二生徒寮につきましては、本年度中に設置を予定しているところですが、約2,000万円ぐらいかかる見込みです。

○安田副委員長 エアコンがついていないということで、親御さんから、また生徒さんからもそういう意見が出ていますので、ぜひエアコンは今必需品でありますので、設置をお願いしたいと思います。

ただ、私はまだ写真とかでしか見せてもらっていないんです。大分古くなっているなという感じはいたしました。また、同じ会派の議員さんたちと一回視察研修に行こうかという話も出ておりますので、そのときにはよろしく申し上げます。

○井本委員 資料を、我々も共有したいから、1件ちょっと請求して、みんなで勉強させてもらえないですか。

○渡辺委員長 今意見もあったところですので、奨学会が運営する寮に関して、その施設の概要と、エアコンの設置状況、それから入寮されている生徒さんの属性等々についての総括的な資料を委員会に御提示いただければと思います。

今回の委員会を待つ必要はありませんので、準備ができた段階で所属の各委員に資料を提示してください。

ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。大変おつかれさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時25分再開

○渡辺委員長 委員会を再開をいたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、25日に行いたいと思います。開会時間は午後1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、本日の委員会を終了します。おつかれさまでした。

午後2時26分散会

令和元年9月25日(水曜日)

午後1時4分再開

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	安	田	厚生
委員		蓬	原	正三
委員		井	本	英雄
委員		濱	砂	守
委員		有	岡	浩一
委員		日	高	利夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	関	谷	幸	二
議事課主任主事	三	倉	潤	也

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決の前に、各議案につきまして賛否も含め御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 特にないようですので、採決を行います。

採決については、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決を行うことといたします。

採決を行います。

議案第1号、第2号、第7号、第9号、第10号、第12号及び第26号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。何か皆さんから御希望がございましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、皆さんの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進、並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時10分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

10月31日の閉会中の委員会につきましては、皆様の御意見をもとに、正副委員長で調整したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それではそのようにいたします。その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 何もありませんので、以上で委

令和元年 9 月 25 日 (水)

員会を終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後 1 時 11 分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創